

芹田地区住民自治協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、芹田地区住民自治協議会（以下「本会」という。）と称します。

(目的)

第2条 本会は、芹田地区の住民自治の向上を図るとともに、住民相互の交流と活動を通じて連帯感を高め、安心・安全で明るく豊かな環境と地域福祉・文化の向上を目指し、魅力ある地域づくりに寄与することを主な目的とします。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 芹田地区全域にわたるコミュニティ活動等で課題となる事項について協議検討及び必要な事業に関すること。
- (2) 長野市との協定に基づく事業に関すること。
- (3) 地区住民の福祉と健康の増進に関すること。
- (4) 生活環境の改善と向上に関すること。
- (5) 防災、防火、防犯、交通安全に関すること。
- (6) 教養・文化の向上、青少年育成、人権啓発、男女共同参画に関すること。
- (7) 芹田地区活性化の為の事業計画に関すること。
- (8) 市立芹田公民館指定管理及び運営に関すること。
- (9) その他目的達成のために必要な事業

(構成員)

第4条 本会は、芹田地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種団体等をもって構成員とします。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市芹田支所内に置きます。

第2章 組織

(組織)

第6条 本会は、総会、役員会、地区内の課題に応じた区長会及び部会及び団体（委員会等を含む。以下「団体等」という。）を置きます。なお、区長会及び部会並びに委員会等の構成は「区長会及び部会並びに委員会組織図」によります。

2 本会に、諸課題の解決に向けて、会長直轄の「企画調整部」を置きます。なお、企画調整部の組織等は、別に定める「企画調整部設置要綱」によります。

3 本会に、指定管理受託施設の指定業務を審議する市立芹田公民館運営委員会を置きます。

(評議委員)

第7条 本会は、評議委員を置きます。

2 評議委員は、別表1に掲げるものとし、一定数の女性委員が参画できるように努めます。

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員及び評議委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催します。

2 総会は、役員、評議委員の出席者及び欠席者の委任状の過半数によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決定します。

3 総会の議長は会長が務めます。

4 総会に出席できない者は、書面をもって第8条第1項の者に委任することができます。なお、受任者の特定がないときは議長に委任したものとみなします。

5 総会は、次の事項を評議決定します。

(1) 本会の事業計画及び予算に関すること。

(2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。

(3) 会長、副会長、会計及び監事を選任すること。

(4) その他の役員を選任すること。

(5) 会則の制定及び改廃に関すること。

(6) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(役員会)

第9条 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、次の事項を評議決定します。

(1) 事業計画及び予算を策定すること。

(2) 事業報告及び決算を行うこと。

(3) 評議決定した事項を構成員に周知すること。

(4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。

(5) 部会並びに移行団体の設置及び廃止に関すること。

(6) 紛争処理の協議

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

2 役員会の議長は会長が務めます。

3 会長は、必要に応じ、第9条1項の他、行政関係者・諸団体役員及び有識者を出席させ、意見を求めることができます。

(市立芹田公民館運営委員会)

第10条 市立芹田公民館運営委員会は、市立芹田公民館運営に関すること、予算、事業計画、決算、事業報告等に関する事項を審議し、その都度役員会に報告し承諾を得て決定します。なお、市立芹田公民館運営委員会会則は別に定めます。

2 市立芹田公民館運営委員に推薦する職は会長、副会長、福祉健康部会長、社会教育部会長、地域活性化部会長、区長若干名とします。なお、上記職のほか、必要に応じ会長が推薦できるものとします。

(区長会及び部会)

第11条 区長会及び部会は、第2条の目的達成のための機関として、第3条の事業を遂行するために活動を行います。

2 区長会長は区長会を構成する者から互選により選任します。また、部会長は部会を構成する

団体長等の互選により選任します。

なお、部会長は過去の役員等の経験者の中から選任することも可とします。

3 区長会長及び部会長は、会議で議し、実施する事業について会長に適宜報告しなくてはなりません。

4 必要に応じ区長会及び部会に若干の区長会副会長及び副部会長を置くことができます。なお、それらのものは区長会長及び部会長が指名します。

5 区長会副会長及び副部会長の任期は役員に準じます。

(事務局)

第12条 本会の運営を円滑に行うため、事務局を設置します。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務職員を置きます。また、これらの者の採用手続き及び分掌事務は別に定めます。

3 事務局は本会の運営及び活動に伴う事務を担当し、役員会等に提案する諸議題を作成します。

4 事務局長は本会の運営及び活動に伴う事務を統括し、役員会等の準備と運営、議事録作成等を行ないます。

5 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理します。

6 事務局次長は会長の要請により会議に出席します。

7 市立芹田公民館に公民館長及び職員を置き、会長が採用します。

8 市立芹田公民館の組織、事務分掌及び職員の採用については別に定めます。

第3章 役員

(役員)

第13条 本会は次の役員を置きます。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 企画調整部長 | 1名 |
| (5) 部会長 | 4名 |
| (6) 区 長 | 17名 |
| (7) 事務局長 | 1名 |
| (8) 監 事 | 3名 |

2 本会に顧問及び相談役を置くことができます。

(役員の仕事)

第14条

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会及び役員会を招集すること。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理すること。

(3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当すること。

(4) 企画調整部長の仕事は、企画調整部設置要綱によります。

(5) 部会長は、担当部会の運営を担当すること。

(6) 区長は、区の代表として本会の運営に参画すること。

(7) 監事は、本会の業務監査及び会計監査並びに市立芹田公民館の業務監査及び会計監査を担当すること。

2 副会長、会計、区長会長、部会長若しくは各委員会会長等に事故あるときは、その職務を代理するものは、次表に定める「職務代理一覧表」の区分によるものとする。

なお、本表に定めのない「職務代理」については、その都度委員会等に諮り決定するものとする。

職 名	職務代理者
副 会 長	会 計
会 計	区 長 会 長
区 長 会 長	区長会副会長
部 会 長	副 部 会 長
事 務 局 長	事務局次長

(役員及び評議委員の任期)

第15条 役員及び評議委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期とします。

2 役員は4年以内（ただし、区長及び事務局長は除く）において再任することができます。

第4章 会議

(会議の招集)

第16条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催します。ただし、その会議の構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集することとします。

第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、交付金、負担金、補助金、会費、寄付金、指定管理料及びその他の収入をもって充てます。

2 役員及び住自協の中での活動団体等には別に定める「活動費」等を支給します。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日とします。

(会計及び資産帳簿の整備)

第19条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備します。

なお、市立芹田公民館については別に定めます。

2 構成員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧を拒否する正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させることとします。

(監査と報告)

第20条 監事は、会計年度終了後に監査（業務及び会計監査）を行い、総会に報告します。

第6章 その他

(雑則)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項に関しては、役員会で定めま
す。

2 本会の会則以外の規程等は、次に定めます。

- (1) 「規程」は会則に基づいた細部事項について定め、制改訂は役員会において決定しま
す。
- (2) 「内規」は会則および規程に基づいた運用事項について定め、制改訂は企画調整部にお
いて検討し、役員会で決定します。

附 則

- 1 この会則は、平成20年5月31日から施行します。
- 2 第15条の会則にかかわらず、第1期の役員及び評議委員の任期は、本会設定の日から平成
22年3月31日までとします。
- 3 第18条の会則にかかわらず、平成20年度の会計年度は本会設定の日から平成21年3月
31日までとします。

附 則

この会則は、平成21年4月10日から施行します。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行します。

附 則

この会則は、平成23年4月28日から施行します。

附 則

この会則は、平成24年4月26日から施行します。

附 則

この会則は、平成26年4月24日から施行します。

附 則

この会則は、平成27年4月23日から施行します。

附 則

この会則は、平成28年4月21日から施行します。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行します。

附 則

この会則は、平成31年4月25日から施行します。

附 則

この会則は、令和3年4月28日から施行します。

附 則

この会則は、令和4年4月22日から施行します。

附 則

この会則は、令和7年4月25日から施行します。

芹田地区住民自治協議会評議委員

団 体 名 等	委員定数	団 体 名 等	委員定数
各部会副部会長	各1	芹田商工振興会長	1
環境美化推進委員会長	1	山王堰用水組合布令元	1
防犯・交通安全委員会長	1	芹田小学校長	1
社会福祉協議会長	1	南部小学校長	1
福祉推進委員会長	1	裾花小学校長	1
人権・男女推進委員会長	1	鍋屋田小学校長	1
地域公民館連絡協議会長	1	緑ヶ丘小学校長	1
育成会連合会長	1	裾花中学校長	1
芹田地区白バラ会長	1	櫻ヶ岡中学校長	1
長野市消防団長野第五分団長	1	犀陵中学校長	1
芹田地区民生児童委員協議会長	1	長野市芹田子どもプラザ館長	1
保護司会長	1	長野市南部児童センター館長	1
芹田地区更生保護女性会長	1	裾花児童センター館長	1
長野市赤十字奉仕団 芹田分団長	1	日詰児童館長	1
芹田地区老人クラブ連合会長	1	鍋屋田子どもプラザ館長	1
交通安全協会芹田支部長	1	地区代表委員	17
長野中央警察署少年ボランティア若里ブロック長	1	市立芹田公民館運営委員会長	1
スポーツ推進委員会長	1	市立芹田公民館長	1
人権擁護委員	1	各地区育成会長	17
合 計		72名	